

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

令和1年5月15日

東京証券信用組合

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業のお客様が、業績不振による倒産・廃業、売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合の「ご返済等に関する相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既存の住宅貸付に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付に係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の「ご返済等に関する相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、カスタマーサービス部融資課に貸付条件の変更に係る情報を集約し、審査委員会で貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録保存等いたします。
- (2) カスタマーサービス部融資課において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。
- (3) カスタマーサービス部融資課において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めて参ります。
- (4) 上記(1)から(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、特にお客様の利害が著しく阻害される恐れがある事案等については、速やかに問題の解決、再発防止に努めて参ります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めて参ります。

V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験ならびに資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めて参ります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めて参ります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況(累積件数・累積金額)を3月末基準で開示します。

VII. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(平成25年12月5日公表)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

以 上